公立大学法人秋田公立美術大学 令和2年度 年度計画

公立大学法人秋田公立美術大学令和2年度 年度計画

【目次】

1	教育の質の向上に関する目標を達成するための措置	1
1	1 教育に関する目標を達成するための措置	1
	(1) 教育内容の充実	1
	(2) グローバル人材の育成	1
	(3) 教育の質の向上	2
	(4) 学生確保の強化	2
2	2 学生への支援に関する目標を達成するための措置	3
	(1) 学習支援の充実	3
	(2) 生活支援の充実	4
	(3) 進路支援の充実	4
	(4) 総合的な支援体制の整備	4
II	研究の質の向上に関する目標を達成するための措置	4
1	1 研究に関する目標を達成するための措置	5
	(1) 研究水準の向上	5
	(2) 研究支援体制の充実	5
III	社会連携の充実に関する目標を達成するための措置	5
1	1 社会連携に関する目標を達成するための措置	5
	(1) 地域社会への貢献	5
	(2) 産学官連携の推進	6
	(3) 他大学等との連携	6
IV	国際交流の展開に関する目標を達成するための措置	7
1	1 国際交流に関する目標を達成するための措置	7
	(1) 海外との交流機会の拡充	7

V	業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置	8
1	L 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	8
	(1) 機動的・効率的な業務運営	8
	(2) 教職員の協働	8
	(3) 監査制度の充実	8
2	2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	8
	(1) 人事制度の運用と人材育成	8
3	3 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置	9
	(1) 事務処理の効率化	9
VI	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	9
1	l 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	9
	(1) 外部資金等自己収入の確保	9
2	2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置	10
	(1) 安定的な財政運営	10
3	3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置	10
	(1) 施設および知的財産の有効活用	10
VII	自己点検および評価ならびに情報公開等に関する目標を達成するための措置	10
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	10
	(1) 評価の充実	10
2	2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	10
	(1) 情報公開等の充実	10
VIII	その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	11
1	施設設備の整備に関する目標を達成するための措置	11
	(1) 施設設備の整備	11
2	2 大学支援組織等との連携に関する目標を達成するための措置	11
	(1) 同窓会・後援会との連携強化	11
	(2) 地元企業等との連携	11

3	安全管理に関する目標を達成するための措置	12
(1) 安全管理体制の確立	12
(2) 危機管理体制の充実	12
(3) 情報セキュリティの強化	12
4	人権擁護・法令遵守に関する目標を達成するための措置	12
(1) 人権の尊重	12
(2) 法令遵守	12
IX ¬	予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画および資金計画	14
1	予算	14
2	収支計画	15
3	資金計画	16
X 为	豆期借入金の限度額	16
ΧI	出資等に係る不要財産等の処分に関する計画	16
X II	重要な財産の譲渡等に関する計画	16
X III	剰余金の使途	16
X IV	地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充て	16
	ることができる積立金の処分に関する計画	

公立大学法人秋田公立美術大学令和2年度 年度計画

- 注)中期計画の項目を以下のとおり整理している。
 - 【新】第2期中期計画から新たに加えた項目
 - 【拡】従来の取組を拡充して実施する項目
 - 【重】重点戦略に位置付け実施する項目
- I 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置
 - 1 教育に関する目標を達成するための措置
 - (1) 教育内容の充実
 - ア 学士課程における教育の充実
 - ○【重】教育課程の充実
 - ① ディプロマ・ポリシーに定める能力の育成に向け、カリキュラム・ポリシーと開講科目、卒業要件単位数(科目群卒業要件等)の整合性を検証する。

〇 成績評価

② 客観的かつ適切な評価を行うため、教員ごとの授業評価傾向等を分析・開示し、成績評価の標準化を図る。

〇 【新・重】大学院との連携

③ 学部と大学院の連携を意識し、大学院で実施される特別講義等への学部学生の積極的な参加を促進する。

イ 大学院課程における教育の充実

- 〇 【重】研究指導の充実
 - ④ 博士課程の円滑な運営を行うとともに、修士課程における新カリキュラムを推進し、実習系科目および研究指導科目の更なる高度化を目指す。
 - ⑤ 【新規】研究環境の改善に向けた今後の整備方針について検討する。
 - ⑥ 【新規】研究指導体制の充実および内部進学者の確保に向け、学部と大学院 の更なる連携を推進する。

〇 成績評価

⑦ 大学院開講科目の成績評価基準を再検討し、教員間の共通理解のもと適切 な成績評価を実施する。

(2) グローバル人材の育成

- 〇 【拡・重】グローバル教育の推進
 - ⑧ 【新規】海外における各種研修やワークショップへの参加等の単位化に向けた準備に取り組む。

⑨ 【拡充】海外の交流提携校と連携した作品展示機会等を創出するほか、「パブリックアート」をテーマとする国際的なワークショップへの参加を通じて、グローバルな視点の学術交流を推進する。

〇 【新・重】外国語教育の充実

- ⑩【新規】学習意欲の向上を図るため、外国語外部検定試験の単位化を実施する。
- ① 【新規】外国語でのコミュニケーション能力を育成するため、海外における 語学研修制度について、他大学の事例等を調査する。

(3) 教育の質の向上

〇 研究活動の評価と改善

- ② 授業アンケートの結果を教員へ開示し、授業内容の改善・向上を図るとと もに、授業の運営方法等について全学的な検討会を設け、教育活動の充実を 図る。
- ③ 教員相互の授業参観制度を実施し、教員間の情報共有を図るほか、基礎科 目、専門科目等を対象にした授業研究会を開催し、授業内容や授業運営につ いて意見交換を行う。

〇 教育力の向上

【数値目標】

- FD·SD取組事例数:5件以上
- ④ 年間の研修計画を策定し、教職員に対する効果的かつ実践的なFD・SD 活動を推進する。また、新任教職員に対し、円滑な授業開講や業務対応を支援するための新任者研修を実施する。
- ⑤ 学外のFD・SDに関する先進事例の視察や情報収集を行い、その内容等を学内で共有するほか、本学の教職員が有する知識や経験を活かした研修会や報告会を開催する。

(4) 学生確保の強化

〇 【重】入学者選抜の改善

- ⑩ 大学入試制度改革を踏まえた令和3年度入試の実施準備を滞りなく行うと ともに、既存の入試実施体制の見直しを行う。
- ① 優秀な学生を確保するため、既存の入試実施体制の見直しを図るほか、大学院への内部進学者の確保に努め、修士および博士課程の定員充足を図る。

〇 入試広報活動の充実

® オープンキャンパスの開催や進学相談会への参加、入学実績のある美術予 備校・高校を訪問する。また、県内高校については、特任教授のネットワーク を活用した訪問や教員による模擬授業等を通じて、優秀な入学志願者の確保 に努める。

⑨ 内部進学者を確保するため、学部学生向けの広報活動を実施するほか、学 外の進学希望者向けに全国の主要都市において大学院広報を目的とした説明 会やシンポジウム等を開催する。

〇 【新・重】社会人・外国人留学生の受け入れ

② 【新規】他大学のリカレント教育の状況等を調査し、社会人入学の受け入れ 体制の整備について検討する。

2 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(1) 学習支援の充実

〇 学習環境の整備・充実

- ② 学習環境の整備・充実に向け、バリアフリー化・共通工房設置等に向けた調査を実施し、今後の施設整備について検討する。
- ② 蔵書の質の向上を図るため、計画的な除却を進めながら本学の特色に合った図書館図書の充実に取り組むほか、紀要の作成・公開を推進する。
- ② 学習環境の向上を図るため、照明やコンセントを有する図書閲覧席を整備する。

○ 学習相談等の充実

② クラス担任制度を活用し、担任教員との定期的な面談を通じ、学生生活の 把握および学生の個性や目標に応じた個別指導を行う。

〇 【拡・重】学習意欲を高める機会の充実

- ② 学業等において優れた成績を修めた学生に対して表彰を行う。
- ② 学外企画展等への出展を継続するほか、他の美術系大学と連携した合同作品展等の実施を検討する。
- ② 後援会やあきびネットと連携しながら展示・展覧会実施のための支援と制度の周知に努めるほか、学生の卒業研究作品を買い取り、広報活動等への積極的な活用を図る。
- ② 【拡充・⑨再掲】海外の交流提携校と連携した作品展示機会等を創出するほか、「パブリックアート」をテーマとする国際的なワークショップへの参加を通じて、グローバルな視点の学術交流を推進する。

〇 自主的な活動の支援

- ② 学生の制作活動やサークル活動等、様々な自主的活動に対して、後援会と も連携を図りながらニーズに応じた支援と制度の周知を行う。
- ③ 卒業・修了展の実施をサポートし、本学での学びの成果を広く発信する。

(2) 生活支援の充実

〇 相談体制の整備

③ 臨床心理士と看護師、キャンパスソーシャルワーカーが一体となり、心身の健康保持等について相談に応じるとともに、教職員とも情報を共有しながら学生が抱える問題の早期解決を図る。

〇 【新】経済的な支援

- ② 【新規】高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免および給付型奨 学金による支援を行う。
- ③ 【新規】大学院生向けの給付型奨学金の整備に向けた検討を行う。

(3) 進路支援の充実

〇 【重】進路指導の充実

【数値目標】

- ・進路決定率(志望者ベース):100%
- ③ キャリア教育科目やガイダンスの内容の検証・改善を進めるとともに、学内教員によるポートフォリオ指導の充実を図る。
- ③ 進路実現に向けたスキルの向上を図るため、業界や最新の社会ニーズに精通した外部専門家によるWeb指導および相談を実施する。
- 36 【新規】学生の自己理解を促し適切な進路選択につながるよう、ジェネリックスキル(社会人基礎力)の育成を図る。

(4) 総合的な支援体制の整備

- 〇 【新・重】総合的な支援の提供
 - ② 【新規】学習成果等を検証するため、学生に対してアンケート調査を実施する。
 - ③ 【新規】学生および保護者の安全安心の確保と経済的負担軽減の観点から 学生寮の整備に向けて検討する。
 - ③ 学生のメンタルヘルス支援の充実を図るため、学生支援担当者会議を中心 とした総合的な支援を行う。

〇 【新】ダイバーシティの推進

- 郵 支援を必要とする学生や教職員向けの支援体制の充実を図るとともに、学内講演会の開催等を通じて、ダイバーシティ推進への理解啓発に取り組む。
- ④ 【新規】誰もが安全安心に過ごせるキャンパスづくりに取り組むため、バリアフリー化に向けた調査を実施する。

Ⅱ 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置

- 1 研究に関する目標を達成するための措置
- (1) 研究水準の向上
 - 〇 【重】先鋭的・複合的な研究の推進
 - ② 学長プロジェクト研究費(競争的研究費・芸術表現企画事業)の配分等を通じて、地域課題に対応した研究を推進するほか、学外研究者と連携した学際的なプロジェクトや国際的な展示会等への参加を促進する。

〇 【重】外部資金の獲得

【数値目標】

- 科学研究費補助金(科研費)申請件数:10件以上
- •科学研究費補助金(科研費)採択件数:3件以上
- ④ 外部資金の獲得に向けた研修会の開催や科研費研究計画書閲覧制度の実施 等により、全学的な情報共有の推進を図る。
- ④ 学外研修への参加等を通じて、外部資金獲得をサポートする事務担当職員 のスキルアップを図る。
- ⑤ 科研費の獲得を視野に入れた学長プロジェクト研究費の裁量的配分を実施する。

〇 研究成果の発信

④ 公開講座やウェブサイト等を通じて、教員の研究成果を広く国内外に発信するほか、学長プロジェクト研究費についても、その成果の発表や公開等を 促進する。

(2) 研究支援体制の充実

- 【新・重】研究活動の支援
 - ④ 有給休職制度を活用し、教育・研究支援を図る。
 - ③ 【④再掲】外部資金の獲得に向けた研修会の開催や科研費研究計画書閲覧制度の実施等により、全学的な情報共有の推進を図る。
 - 倒【④再掲】学外研修への参加等を通じて、外部資金獲得をサポートする事務 担当職員のスキルアップを図る。

〇 【新】若手・女性研究者の育成支援

- ⑩ 若手・女性研究者の産休・育休後の円滑な職場復帰を支援する。
- ⑤ 学内研究費(教育研究費・学長プロジェクト研究費)の裁量的配分を通じて、 多様な研究活動を支援する。

Ⅲ 社会連携の充実に関する目標を達成するための措置

- 1 社会連携に関する目標を達成するための措置
- (1) 地域社会への貢献

〇 【重】地域貢献活動の充実

- ② アトリエももさだやサテライトセンター等を活用しながら、地域と連携した本学主催の展覧会や、子どもから社会人までの各世代を対象とする公開講座やスクール事業を開催するほか、美術による社会教育を実践するための公募展企画を実施する。
- ® 外部講師を招聘し実施するプロジェクトやシンポジウムの開催等を通じて、 アートマネジメントを研究・実践する。
- 図 大学祭など地域密着型のイベントの開催に合わせ、地域と連携した各種事業を展開する。

〇 【新】市の政策課題への貢献

- ® 秋田市が設置する各種委員会や審議会等への参加を通じて、まちづくりへの提言を行う。また、秋田市文化創造館をはじめ中心市街地における芸術文化 ゾーンの形成など、市が推進する各種プロジェクトへ積極的に参画する。
- ⑤ 「空き家レジデンスプロジェクト」を継続し、芸術の視点から地域社会へ 貢献する。
- ③ 秋田市との連携会議を定期的に開催し、各種課題に対する共通認識を図り ながら緊密に連携した取組を推進する。

(2) 産学官連携の推進

【数値目標】

受託事業・共同研究数:10件以上

〇 産学官連携の推進

- ® 地方自治体や民間企業等からの教育研究に資する受託研究・受託事業を積極的に受け入れる。
- ③ 秋田産学官ネットワーク等が主催する各種イベントへの参画を通じた情報 収集・交流を推進する。

(3) 他大学等との連携

〇 他大学との連携

- ⑩ 大学コンソーシアムあきたへの参画を通じた高大連携授業の開講や単位互 換授業を実施するほか、県内国公立4大学連携を通じた連携交流事業を実施 する。
- ⑩ 全国芸術系大学コンソーシアムや国公立デザイン系大学会議への参画を通 じ、県外他大学との連携を図るほか、国内交流提携校(上越教育大学、室蘭工 業大学、鳴門教育大学) との交流を推進する。

〇 高大連携の推進

【数値目標】

- ・ (大学コンソーシアムあきた等が主催する) 高大連携授業数:5科目以上
- ® 高校生に対する進路選択機会等を提供するため、各高校からの要請による 訪問模擬授業を実施する。
- ⑥ 大学コンソーシアムあきた等が主催する高大連携授業を積極的に開講し、 高校生に対する高度な美術教育機会の提供と入試広報活動の充実を図る。

Ⅳ 国際交流の展開に関する目標を達成するための措置

- 1 国際交流に関する目標を達成するための措置
- (1) 海外との交流機会の拡充

【数値目標】

・海外留学・海外研修参加者数:20 人以上

〇【重】交流提携校の拡充

⑥ 【拡充・⑨一部再掲】海外の大学、研究機関との大学間交流の協定締結に向けた調査や人的交流を推進するほか、海外の交流提携校と連携した作品展示機会等を創出する。

〇 【拡・重】学生支援の充実

- ⑥ 【拡充】短期留学や海外のアートプロジェクト等への参加学生を対象とする助成金制度の充実を図る。
- ® 学生のコミュニケーション能力の向上を図るため、ネイティブスピーカー の職員による実践的な英語講座等を実施する。
- ⑩ 【新規】(仮称)国際交流プログラム支援事業を創設し、学生の研修や交流を主眼とする企画に対し助成する。
- ◎ 【新規・⑪再掲】外国語でのコミュニケーション能力を育成するため、海外における語学研修制度について、他大学の事例等を調査する。
- ®【⑨一部再掲】「パブリックアート」をテーマとする国際的なワークショップへの参加を通じて、グローバルな視点の学術交流を推進する。

〇 研究活動等の支援

- ② 学長プロジェクト研究費の裁量的配分等を通じて教員の海外での研究活動 や作品発表等を支援する。
- ② 【⑩再掲】公開講座やウェブサイト等を通じて、教員の研究成果を広く国内外に発信するほか、学長プロジェクト研究費についても、その成果の発表や公開等を促進する。

○ 【重】受け入れ体制の整備

② レジデンス施設等を含め各種サポート体制のあり方を検討するとともに、

海外の大学教員や学生、アーティスト等の研究活動・作品発表等の受入体制を整備する。

V 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置

- 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置
- (1) 機動的・効率的な業務運営
 - 〇 機動的・効率的な業務運営
 - ② 理事長(学長)のリーダーシップのもと、各委員会が情報を共有し円滑な 連携を推進する。
 - ◎ 【新規】持続可能な大学運営を実現するため、将来構想検討WGを中心に 望ましい大学のあり方について検討する。

(2) 教職員の協働

- 〇 学内組織の充実
 - ⑤ 学内委員会を教員と事務職員による構成とし、両者の連携のもと円滑な組織運営と意思決定を行う。

(3) 監査制度の充実

- 〇 【新】監査制度の充実
 - ⑩ 【拡充】大学内部においてより充実した監査を行うため、内部監査制度を 導入するとともに、監査結果の対応状況について、翌年度の監査において再 度確認するなど業務の改善を図る。
- 2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置
- (1) 人事制度の運用と人材育成

【数値目標】

事務職員の法人採用職員率:43.5%以上(10/23人)

〇 【重】人事計画の推進

⑦ 法人事務職員採用計画に基づき計画的に事務職員を採用するほか、今後の 教員採用については執行部会議を通じて着実な推進を図る。

〇 人事評価制度の運用と改善

® 試行実施した教員評価制度の必要な見直しを行うとともに、同制度の効果的な運用について検討する。また、事務職員については、秋田市の人事評価制度を活用し実施する。

〇 人材の育成

③ 県内他大学等と法人採用事務職員を対象とした人事交流を推進する。

◎ 【⑭再掲】年間の研修計画を策定し、教職員に対する効果的かつ実践的な FD・SD活動を推進する。また、新任教職員に対し、円滑な授業開講や業 務対応を支援するための新任者研修を実施する。

○ 【新】働きやすい職場環境づくり

- ⑧ 時間外勤務の縮減や年次有給休暇の確実な取得に向けた取組を推進する。また、病気やけが、育児、介護等で長期休養する教職員に適切にサポートする。
- ◎ メンタルヘルス不調を未然に防ぐためのストレスチェックを実施する。
- 3 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置
- (1) 事務処理の効率化
 - 〇 事務組織の効率化
 - ◎ 業務の継続性と効率性を確保するため、業務の共有化と見える化を進める ほか、プロジェクトチーム方式の採用等、事務組織を必要に応じて柔軟に変 更する組織運営を行う。

〇 外部委託業務の検証

® 既存業務を点検し、必要に応じて仕様を見直すなど更なる費用対効果の向上を図る。

VI 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

- 1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標を達成するための措置
- (1) 外部資金等自己収入の確保

【数値目標】

- (再掲) 科学研究費補助金(科研費) 申請件数:10 件以上
- (再掲)科学研究費補助金(科研費)採択件数:3件以上

【重】外部資金の獲得

- ❸ 【❸再掲】外部資金の獲得に向けた研修会の開催や科研費研究計画書閲覧制度の実施等により、全学的な情報共有の推進を図る。
- ® 【 ④ 再掲 】 学外研修への参加等を通じて、外部資金獲得をサポートする事 務担当職員のスキルアップを図る。
- ◎ 【⑤再掲】科研費の獲得を視野に入れた学長プロジェクト研究費の裁量的配分を実施する。

〇 受託事業等の推進

【数値目標】

- ・(再掲)受託事業・共同研究数:10 件以上
- ◎【⑧再掲】地方公共団体や民間企業等からの教育研究に資する受託研究・受託事業を積極的に受け入れる。

〇 【新・重】新たな自己収入の確保

- ® 自己収入の確保に向けた情報収集に努め、新たな収入を確保するための取組について検討する。
- ⑨ 【新規】開学10周年(2023年)に向け、財政基盤の強化と学生支援、教育研究の充実に資するための基金を設置する。
- 2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置
- (1) 安定的な財政運営
 - 〇 【重】中長期的な視点による財政運営
 - ⑨ 限られた予算の範囲内で事業を推進するため、スクラップが可能な事業の 抽出について継続的に検討を行うほか、中長期的な視点を踏まえた財政運営 を行う。
- 3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置
- (1) 施設および知的財産の有効活用
 - 〇 施設の有効活用
 - ② 体育館等の施設の有償貸付を行い、資産の有効活用を図る。
 - 〇 知的財産の管理・活用
 - ® 知的財産の保護育成やトラブルの未然防止を図るため、教職員向けに知的 財産に関するセミナー等を開催する。

Ⅲ 自己点検および評価ならびに情報公開等に関する目標を達成するための措置

- 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
- (1) 評価の充実
 - 〇 評価による業務改善
 - ⑨ 評価結果を踏まえたPDCAサイクルの着実な推進により、効果的な業務 改善と教育研究活動の充実を図る。
- 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置
- (1) 情報公開等の充実
 - 〇 情報公開等の充実
 - (5) 法人としての説明責任を果たすため、適正な情報公開に努める。
 - ⑨ 【⑩再掲】公開講座やウェブサイト等を通じて、教員の研究成果を広く国内外に発信するほか、学長プロジェクト研究費についても、その成果の発表や公開等を促進する。

〇 【新・重】戦略的広報の展開

- ⑨ 広報戦略に基づき、全教職員の参画のもとで積極的な広報活動を展開する とともに、大学案内(冊子)等の発行物の内容の充実を図り、大学運営や入試 広報等において、効果的・効率的に活用する。
- ② 全国各地の進学相談会へ参加するほか、ブランドイメージの向上を図るため進学相談会ブースの充実を図る。
- ⑨ 【⑩一部再掲】学外企画展等への出展を継続するほか、ウェブサイトを活用し、展示会やイベント等の情報を随時発信する。

™ その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

- 1 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置
- (1) 施設設備の整備
 - 〇 【重】計画的な施設設備の整備
 - ⑩ 教育研究環境の向上を図るため、長期修繕計画に基づく効果的な修繕・更新を実施するとともに、バリアフリー化・共通工房設置等に向けた調査を実施し、今後の施設整備について検討する。

〇 情報環境の整備

- ⑩ 学内情報システムの安定運用に努めるともに、職員用パソコン等の情報機器の更新について検討する。
- 2 大学支援組織等との連携に関する目標を達成するための措置
- (1) 同窓会・後援会との連携強化
 - 〇 同窓会・後援会との連携
 - ⑩ 後援会会報誌「エオスニュース」の制作支援と内容の充実を図り、学生活動の情報発信に取り組むとともに、卒業生による同窓会との連携を図り、本学からの情報発信と相互交流等を実施する。
 - ⑩ サークル活動等の自主的な活動への支援のほか、学生のニーズや実態等を 踏まえた後援会助成事業の実施を通じ、学生へのサポート体制を強化する。
 - 〇 【新】開学 10 周年に向けた連携の推進
 - ⑩ 【新規】開学10周年記念事業の実施に向けた実行委員会を組織し、事業内容や推進体制等を検討する。
 - (2) 地元企業等との連携
 - 〇 地元企業等との連携
 - ⑩ 産学連携の推進や安定的な就職先の確保と提供に向け、大学支援組織「あきびネット」会員の開拓に取り組む。また、「あきびネットファンド」の積極

的な活用を図り、学生の課外創作活動等を支援するほか、学生と会員企業の交流機会の充実に努める。

⑩ 地元企業の魅力に触れる機会を創出するため、インターンシップ実習生としての学生参加を促し、就職意欲の向上と早期の内定獲得に取り組む。

3 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 安全管理体制の確立

〇 安全管理の徹底

- ◎ 工房をはじめ各部屋に管理者を配置し、安全管理体制を確保するとともに、 工作機械等の定期点検や資格保有状況の確認等を実施し安全確保に努める。
- ® 安全管理のための定期的な職場巡回を実施する。

(2) 危機管理体制の充実

〇 危機管理の徹底

- ⑩ 避難訓練や教職員研修の実施により危機管理の共有・徹底を図る。

(3) 情報セキュリティの強化

- 〇 情報セキュリティの強化
 - 個人情報の保護などの情報セキュリティにおけるリスクの識別や点検等を 通じて、セキュリティ対策の強化を検討する。

4 人権擁護・法令遵守に関する目標を達成するための措置

(1) 人権の尊重

〇 ハラスメントの防止

- □ 相談体制の充実に向け、相談員・調査員向けに、より実践的な内容の研修を実施する。

(2) 法令遵守

〇 コンプライアンス意識の徹底

- □ 【新規】内部統制推進委員会を設置し、本学における内部統制の体制整備 および推進を図る。
- Ⅲ 経理事務マニュアルに基づき、契約事務を行う職員と出納事務を行う職員

を明確に分離し、相互牽制機能を引き続き維持する。

⑩ 研究不正防止のため、研究活動に関わる教職員に対する研修を実施する。

区 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画および資金計画 1 予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	1, 057
授業料等収入	269
施設整備費補助金	46
受託研究等収入	4
その他収入	12
繰越積立金取崩	29
計	1, 417
支出	
人件費	942
一般管理費	134
教育研究経費	240
教育研究支援経費	51
施設設備費	46
受託研究費等	4
} 	1, 417

(人件費の見積もり)

期間中、総額942百万円を支出する。

なお、人件費は、役員報酬、教職員の給料、諸手当および法定福利費に相当する費用を試算した(退職手当を除く)。

2 収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	1, 417
経常経費	1, 417
業務費	1, 235
教育研究経費	240
教育研究支援経費	49
受託研究費等	4
人件費	942
一般管理費	134
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	48
臨時損失	0
収益の部	1, 388
経常収益	1, 388
運営費交付金収益	1, 055
授業料等収益	269
受託研究費収益	4
施設費収益	0
財務収益	0
雑益	12
資産見返負債戻入	48
臨時利益	0
純利益	△29
繰越積立金取崩	29
総利益	0

3 資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	1, 388
業務活動による支出	1, 340
投資活動による支出	48
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	0
資金収入	1, 388
業務活動による収入	1, 340
運営費交付金による収入	1, 055
授業料等による収入	269
受託研究等による収入	4
その他の収入	12
投資活動による収入	48
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	0

X 短期借入金の限度額

運営費交付金等の受入の遅延等又は事故の発生等に対応するため、短期借入 金の限度額を1億1千万円(年間の運営費交付金および授業料の月平均の1か 月相当額)とする。

X I 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画 なし

XII 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

XII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上および組織運営 の改善のための費用に充てる。

XIV 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

積立金は、教育研究の推進および学生生活の充実を図るための施設設備、備品等の整備に関する経費ならびに本中期計画において重点的に取り組む事項 (重点戦略)に要する経費に充てる。